

## 仕様書

地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター（以下「発注者」という。）と落札業者（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場から排出される廃棄物について次のとおり業務を行う。

1 業務名 産業廃棄物（汚泥）処理業務

2 施行場所 名取市愛島塩手字野田山47番1号  
地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター

3 期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等諸法令の規定に基づき、当該施設が常に正常な状態において、その機能を保持するため、当院の機械室の床下にある井水受水槽、沈査槽、雨水調整槽から出る汚泥の収集運搬処理業務を行い、その環境の保護と施設の保全を図るものである。

5 履行

処理業務を履行するにあたり、関係法令等を遵守し、当センターの業務に支障をきたさないよう履行するものとする。

6 報告

収集運搬及び処分業務の終了後は、電子マニフェスト又は紙マニフェストにより報告するものとする。

7 処理(収集運搬・処分)

(1) 収集運搬日は、事前に発注者受注者協議し、発注者の指示による日時に行うものとする。

(2) 収集運搬においては、当院が別途各種槽の清掃を委託する業者と連携して行うこと。

(3) 発注者の委託する廃棄物の年間予定数量は次のとおりである。

汚泥：6 m<sup>3</sup>（予定） ※予定数量であり過不足の保証は行わない。

8 資格

(1) 宮城県の「物品調達等に係る競争入札参加業者登録」を得ている者であること。

(2) 宮城県内に本社（本店）又は宮城県の競争入札参加記録簿に登録されている支店（営業所）を有していること。

(3) 宮城県産業廃棄物収集運搬許可業者であること。

(4) (3)の業者は、処分業者を指定し、当院に申し出ること。

(5) (3)の業者および、(4)の業者について、関係法令等を遵守し、収集運搬及び処分に係る廃棄物処理業の許可証の写しを発注者に提示すること。

## 9 その他

- (1) 受注者は、当該収集処理に障害が発生した場合、発注者の要請により速やかに適切な処置をするものとする。
- (2) 見積書には、1 m<sup>3</sup>または1回あたりの収集運搬単価、処分単価及び年間予定数量を乗じた総額（消費税抜き）を記載すること。総額が1番安価であった業者を受注者とする。
- (3) 委託費の支払いは、契約単価汚泥を回収した月の翌月末に発注者から受注者へ支払うものとする。なお、実際の支払額は、実際の処理量により計算の上、発注者から受注者へ支払う。
- (4) 発注者は受注者が指定した処分業者と産業廃棄物処分委託契約書を取り交わし、処分料金の支払いは、発注者から受注者に支払い、受注者から処分業者へ支払うこととする。